

せいかつ ほご
生活保護のしおり



たからづかしふくしじむしよ
宝塚市福祉事務所



このしおりは、生活保護せいかつ ほ ごについての説明せつめい かが書かれたものです。
はじめから終わりまで必ず読んで、大切に持っていてください。
はじ お かなら よ たいせつ も

◇ も く じ ◇
目次

生活保護 <small>せいかつ ほ ご</small> とは	1
保護 <small>ほ ご</small> の決め方 <small>き かた</small>	2
最低生活費 <small>さいていせいかつひ</small> と収入 <small>しゅうにゅう</small> の比較 <small>ひかく</small>	3
生活保護 <small>せいかつ ほ ご</small> を受けるには <small>う</small>	4
保護 <small>ほ ご</small> の種類 <small>しゅるい</small>	5
一時的な扶助 <small>いちじてき ふじょ</small> について	6
医療 <small>いりょう</small> を受けるにあたって <small>う</small>	8
保護 <small>ほ ご</small> を受ける人の義務 <small>ひと ぎむ</small>	10
保護 <small>ほ ご</small> を受ける人の権利 <small>ひと けんり</small>	12
保護費 <small>ほ ご ひ</small> の支給方法 <small>しきゅうほうほう</small>	12
外国籍 <small>がいこくせき</small> の方の保護 <small>かた ほ ご</small>	12
その他注意 <small>た ちゅうい</small> してもらうこと	13
保護決定 <small>ほ ご けつてい</small> に不服 <small>ふふく</small> があるとき	13
ケースワーカー <small>みんせいいいん</small> と民生委員 <small>じどういいん</small> ・児童委員	14



せいかつ ほ ご 生活保護とは

わたし いっしょう あいだ びょうき こうれい さまざま りゆう せいかつ こま
私たちの一生の間には、病気や高齢、けがなど、様々な理由で生活に困ること
とがあります。

せいかつ ほ ご せたい たい けいざいてきえんじょ おこな こくみん けんり
生活保護は、こうした世帯に対して、経済的援助を行い、国民の権利である
けんこう ぶんかてき せいかつ ほしろう にち はや じりつ せいかつ えんじょ
健康で文化的な生活を保障し、1日も早く自立して生活できるように援助する
せいど
制度です。

にほんこくけんぽう 日本国憲法

だい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう
第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す
る。

くに せいかつぶめん しゃかいふくし しゃかいほしろうおよ こうしゅう
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆
えいせい こうじょうおよ ぞうしん つと
衛生の向上及び増進に努めなければならない。

せいかつ ほ ご ほう 生活保護法

だい じょう ほうりつ にほんこくけんぽうだい じょう きてい りねん もとづ くに せいかつ
第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活
こんきゆう こくみん たい こんきゆう ていど おう ひつよう
に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な
ほ ご おこな さいていげんど せいかつ ほしろう じりつ
保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立
じょちょう もくてき
を助長することを目的とする。

ほご き かた 保護の決め方

せいかつ ほご う ほんにん いし もと しんせい ひつよう しんせい
生活保護を受けるには、本人の意思に基づく申請が必要です。申請がなされれば、国が定めた最低生活費と、収入を比較して保護を受けられるかどうか判断します。保護の申請は原則、個人ではなく世帯単位で行います。最低生活費は、家族の人数、年齢など世帯の状況によって異なります。保護の内容も収入の状況や世帯の状況によって異なります。



さいていせいかつひ ① 最低生活費とは

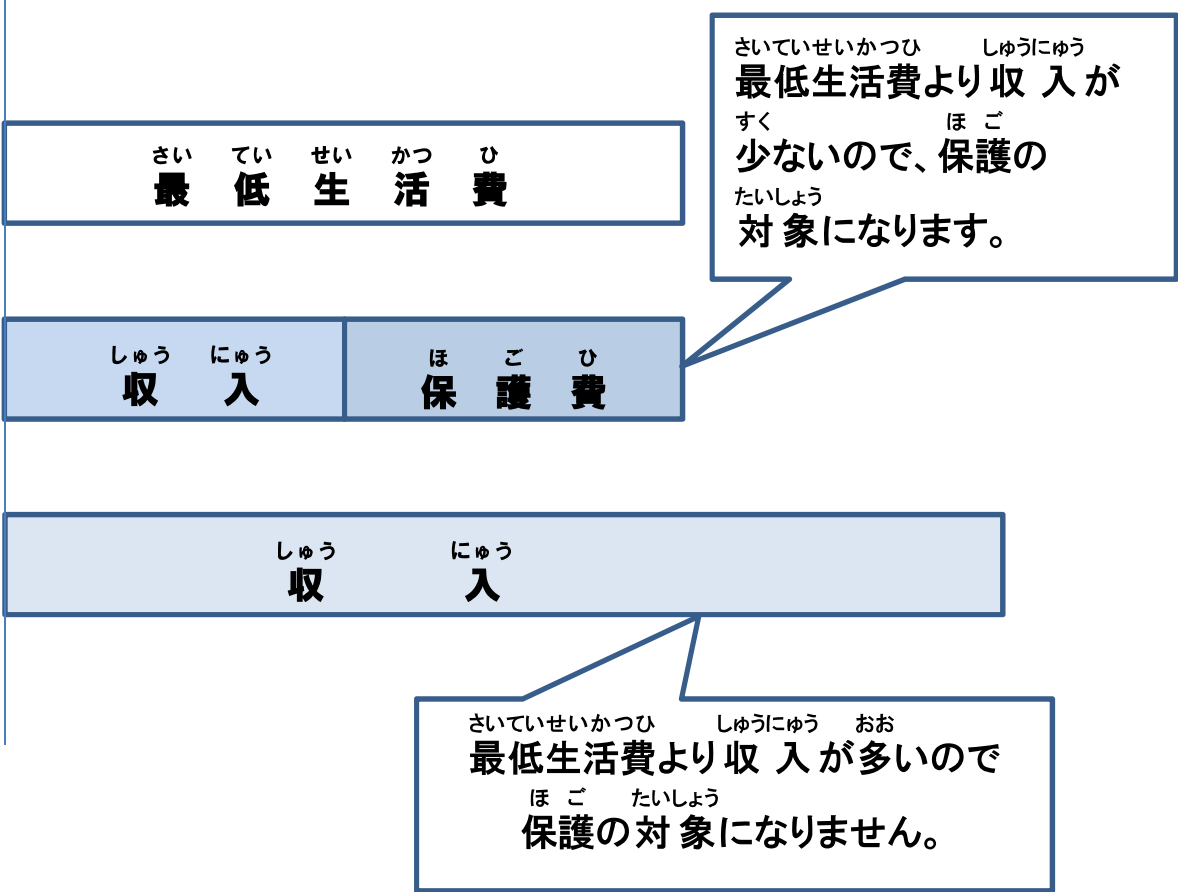
しょくひ こうねつひ いるい せいかつひ やちん じゅうたくひ ぎ む きょういく ひつよう
食費・光熱費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費などを合わせたもの

しゅうにゆう ② 収入とは

せたいぜんたい しゅうにゆう はたら え きんろうしゅうにゆう ねんきん てあて しおく う
世帯全体の収入のこと。働いて得た勤労収入、年金、手当、仕送りを受けて得た収入、資産(車や不動産、生命保険など)を売って得た収入。

きんろうしゅうにゆう ひつようけいひ こうじょ さいていせいかつひ くら
勤労収入については、必要経費を控除して最低生活費と比べることになります。また、勤労収入額に応じた金額が基礎控除として控除されます。収入がある場合は必ず申告をしてください。未申告の場合は、その収入の全額、または一部金額が返還対象となります。

さいていせいかつひ しゅうにゅう ひかく
最低生活費と収入の比較



れい さいていせいかつひ まんえん しゅうにゅう まんえん ばあい まんえん ほ ご ひ しきゅう
例1 最低生活費が10万円、収入が6万円の場合は、4万円が保護費として支給
されます。

れい さいていせいかつひ まんえん しゅうにゅう まんえん ばあい せいかつ ほ ご てきょう う
例2 最低生活費が10万円、収入が15万円の場合は、生活保護の適用は受け
られません。

生活保護を受けるには

生活保護は、健康で文化的な生活を保障するための最後のセーフティネットです。

そのため、早期に自立できるよう各自の能力に応じて最善の努力をしてください。

1. 世帯のなかで、働ける人は、その能力に応じて働き、収入を得てください。

病気やけが・高齢など正当な理由がない方で仕事をされていない方は、

求職に向けての努力をしていただく必要があります。

2. 保護の開始後、自動車・不動産・貴金属などの資産は、原則として処分し、

最低生活の維持のために活用していただきます。

3. 民法で定められた扶養義務者(親・子・兄弟姉妹など)から援助を受けること

ができる場合は、援助を受けてください。

(民法に定められている扶養義務者による援助は、生活保護に優先して行われることとされています。)

なお、「扶養義務者の援助が見込めない」と判断される扶養義務者には直接

照会を行わない取扱いとされていますので、もしそのような扶養義務者がい

る場合はご相談ください。

4. 年金・児童扶養手当・健康保険の傷病手当金、雇用保険の失業給付金な

ど他の法律や制度で受けられる手当・給付は先に受けてください。

ほご しゅるい 保護の種類

せいかつ ほご つぎ しゅるい ふじよ せいかつじったい おう
生活保護には、次の8種類の扶助があり、それぞれ生活実態に応じて

くに さだ きじゆん はんいなし ききゆう
国が定めた基準の範囲内で支給されます。

- ① せいかつふじよ しょくひ いふくひ すいどうこうねつひ にちじょうせいかつ ひよう
生活扶助…食費、衣服費、水道光熱費など、日常生活のための費用
- ② きょういくふじよ がくようひん きょうざいひ がつきゅうひ つうがくこうつうひ こうがいかつどうさんかひ
教育扶助…学用品、教材費、学級費、通学交通費、校外活動参加費、
がくしゅうしえんひ れい かつどうひ じっぴ ぎむきょういく ひつよう ひよう
学習支援費(例:クラブ活動費(実費))など義務教育に必要な費用
- ③ じゅうたくふじよ やちん まだい ちだい す ひよう
住宅扶助…家賃、間代、地代など、住まいにかかる費用
- ④ いりようふじよ ほけんしんりよう はんいなし びょうき ちりょう ひつよう ひよう
医療扶助…保険診療の範囲内で、病気、けがの治療に必要な費用
- ⑤ かいごふじよ かいごほけん きゅうふたいしやう かいご ひつよう ひよう
介護扶助…介護保険の給付対象となる介護サービスに必要な費用
- ⑥ しゅつさんふじよ ぶんべんひようなど しゅつさん ひつよう ひよう
出産扶助…分娩費用等の出産に必要な費用
- ⑦ せいぎょうふじよ しゅうしよく ぎのうしゅうとくひよう こうこうしゅうがく ひつよう
生業扶助…就職のための技能習得費用、高校就学に必要な
きょうざいひ つうがくこうつうひ がくしゅうしえんひ れい かつどうひ じっぴ
教材費、通学交通費、学習支援費(例:クラブ活動費(実費))など
- ⑧ そうさいふじよ そうさいとう ひつよう ひよう
葬祭扶助…葬祭等に必要な費用

た いちじてき ひつよう おう しきゆう ふじよ
なお、その他一時的な必要に応じて支給する扶助もあります。

くわ
詳しくは6ページをご覧ください



いちじてき ふじょ 一時的な扶助について

通常つうじょうの生活保護費せいかつほごひとは別に、支給しきゅうの必要ひつようがあると福祉事務所ふくしじむしょが認めみとめた場合に限り、
国くにが定めさだめた基準額きじゅんがくの範囲内はんいで支給しきゅうされる扶助ふじょがあります。

いちじふじょ れい 一時扶助の例

被服費ひふくひ…布団ふとん、学童服がくどうふく、新生児しんせいじの寝具しんぐ、常時失禁者じょうじしっकिनしゃの紙おむつ代等かみ だいなど

※紙おむつ代かみ だいの支給しきゅうには医療機関いりょうきかんの証明しょうめいが必要です。ひつよう

移送費いそうひ…転居てんきよの際さいの家具かぐの運搬費うんぱんひ、通院つういんの際さいの交通費こうつうひ

※通院移送費つういんいそうひの支給しきゅうは、療養りょうように必要な最小限度さいしょうげんどの日数にっすうに限り、傷病等かぎ しょうびょうなどの状態じょうたい

に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段おこなで行うものについて、主治医しゅじい

の意見いけんを確認し嘱託医協議等かくにん しょくたくいきょうぎなど おこなを行い必要性ひつようせいを判断はんだんすることになります。事前じぜん

の申請しんせいが必要です。ひつよう

治療材料費ちりょうざいりょうひ…眼鏡めがねや健康保険けんこうほけんの療養費りょうようひの支給対象しきゅうたいしやうとなる治療用装具等ちりょうようそうぐなど

※事前申請じぜんしんせいが必要です、現物給付げんぶつきゆうふになります。ひつよう

住宅維持費じゅうたくいじひ…家屋かおくの修理しゅうり、その他維持たいじに必要な費用ひつよう ひよう

入学準備金にゅうがくじゅんびきん…小中学校しょうちゅうがっこうに入学にゅうがくする際さいにかかる費用ひよう

高等学校等就学费こうとうがっこうとうしゅうがくひ…高等学校こうとうがっこうに就学しゅうがくするために必要な費用ひつよう ひよう

妊婦定期検診料にんぶていきけんしんりょう…妊娠中にんしんちゅう、定期検診ていきけんしんを受ける際うにかかる費用さい ひよう

けんしんりょう しょうがいしゃてちょう しんせい かいごせつりょう ひつよう しんだんしょなど ひよう
検診料…障害者手帳の申請や、介護施設利用のために必要な診断書等の費用

しききんとう てんきよ ひつよう しききん れいきん ちゅうかいてすうりょう ひよう
敷金等…転居に必要な敷金・礼金・仲介手数料などの費用

かざいほかんりょう かざい じたくいがい ぼしよ ほかん ひつよう さい ひよう
家財保管料…家財を自宅以外の場所に保管する必要がある際にかかる費用

かざいしょぶんりょう かざい しょぶん ひつよう さい ひよう
家財処分料…家財の処分が必要な際にかかる費用

かぐじゅうきひ さいていせいかつ ひつよう すいじょうぐ しょつき れいだんぼうきぐ ほご かいしじ
家具什器費…最低生活に必要な炊事用具、食器、冷暖房器具(保護の開始時、
ちようきにゆういんご いったい ようけん がいとう ばあい かぎ こうにゆうひ
長期入院後など一定の要件に該当する場合に限る)などの購入費

せいぎょうひ しょうきぼ じぎょう いとな さい ひつよう ひよう
生業費…小規模の事業を営む際に必要な費用

ぎのうしゅうとくひ せいぎょう つ ひつよう ぎのう しゅうとく ひつよう ひよう
技能習得費…生業に就くために必要な技能を習得するために必要な費用

しゅうしょくしたくひ しゅうしょく ひつよう いるい はきものなど
就職支度費…就職のために必要とする衣類、履物等

はいでんせつびひ はいでんせつび しんせつ さい ひよう
配電設備費…配電設備を新設する際にかかる費用

すいどう いどまた げすいどうせつびひ すいどうなど せつび しんせつ さい ひよう
水道・井戸又は下水道設備費…水道等の設備を新設する際にかかる費用

えきかせきゆ せつびひ など せつび しんせつ さい ひよう
液化石油ガス設備費…プロパンガス等の設備を新設する際にかかる費用

ふどうさんかんでいひようなど ふどうさんたんぽがたせいかつしきん りよう さい
不動産鑑定費用等…不動産担保型生活資金を利用する際にかかる

ふどうさんかんでいひよう
不動産鑑定費用

じょうき いちれい いちじふじよ かん くわ ないよう ふくしじむしょ とあ
上記はあくまで一例です。一時扶助に関する詳しい内容は福祉事務所にお問い合わせ
わせください。



医療を受けるにあたって

- 病院にかかる前には必ず福祉事務所に連絡してください。福祉事務所から病院等へ、診療を依頼し、「医療券」を送ります。継続して通っている病院でも、毎月の月初めには福祉事務所に連絡してください。処方箋をだされて、調剤薬局でお薬を受け取るときも、連絡が必要です。病院から「医療券」を持って来るよう言われたときは、受診する前に福祉事務所に取りに来てください。
- 生活保護法の指定を受けていない病院・薬局にはかかりません。できるだけ自宅から近い、指定医療機関を受診してください。遠方の病院を希望されるときは、その理由をお伺いします。
- 福祉事務所が閉まっているときに、急病などで緊急やむを得ず病院にかかるときは、生活保護受給証(時間外・休日等緊急受給証)を提示して、生活保護受給中であることを伝えて受診し、後日速やかに福祉事務所へ連絡してください。



受診する人



福祉事務所



病院

4. 生活保護受給証(時間外・休日等緊急受給証)を失くしたり、変更(世帯員の転出・転入、住所・氏名の変更など)があるときは福祉事務所に連絡してください。生活保護が停止・廃止となったらすぐに福祉事務所に返してください。
5. 治療については医師の指示に従ってください。原則として、同じ病気で、同時に複数の病院を受診することはできません。
6. お薬は、原則として後発医薬品(ジェネリック医薬品)が調剤されます。医師が後発医薬品の使用が可能と判断している場合は、調剤薬局の薬剤師や福祉事務所のケースワーカーの判断で先発医薬品の使用を認めることはできません。後発医薬品の使用に不安がある場合は医師に相談してください。また、お薬手帳をつくって、他の病院で処方されているお薬の内容を医師・薬剤師に伝えてください。
7. 施術(柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう)は、医療扶助の対象にならない場合(全額自己負担になる場合)もありますので、施術を受ける前に必ず福祉事務所に相談してください。
8. 健康保険や自立支援医療等、他の法律や制度で医療費が支払われる場合は必ず手続きをし、速やかに福祉事務所に届け出てください。健康保険証や自立支援医療等の受給者証がある方は、病院にかかる時必ず窓口で見せてください。
9. 国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療は生活保護受給中の人は使えません。

ほごうひとぎむ 保護を受ける人の義務

1. 保護を受ける権利は、他人に譲ることはできません。
2. 働く能力がある人は、その能力に応じて働く義務があります。働くことができるかどうかは、主治医等へ確認することがあります。必要に応じ収入申告書・求職活動報告書の提出が求められます。
3. 世帯に次のような生活状況の変動があったときは、すぐに福祉事務所に届け出てください。届け出が遅れた場合、それまでにかかった費用が支払えなくなることや、過去に遡って生活保護費を返していただくことがあります。
 - ① 就職、転職、退職をしたとき
 - ② 収入が増えたとき、または減ったとき(臨時収入を含む)
 - ③ 入院、転院、退院をしたとき。健康保険証(社会保険)、労災や他の公費負担医療制度が使えるようになったとき、または使えなくなったとき
 - ④ 施設(介護老人保健施設など)に入所したとき、または退所したとき
 - ⑤ 家族の人数が変わったとき(出産、死亡、転入、転出など)
 - ⑥ 引っ越しをしたとき、家賃・間代・地代が変わったとき
 - ⑦ 資産を得たとき(相続、交通事故などの補償を含む)、処分したとき
 - ⑧ その他、家庭生活に変わったことがあったとき(例えば、交通事故にあったときなど)

4. 福祉事務所の指示・指導には必ず従ってください。正当な理由なく従わないときは、保護が停止・廃止となることがあります。

Q どのようなときに、指導や指示を受けますか？

- A
- ・病気やケガが治って、働けるようになったのに働こうとしないとき
 - ・体の調子が悪いのに、医療機関を受診しないとき。また、医師の指示に従わないとき
 - ・病人や子どもの世話が必要でなくなったのに働こうとしないとき
 - ・働いていても、本人の能力や健康状態から判断して、十分な収入を得る努力をしているとは認められないとき
 - ・活用できる資産があるのに、活用しようとしていないとき
 - ・収入等の必要な届け出をしないとき
 - ・家庭訪問時に不在にしていたとき、連絡を求められているにもかかわらず、連絡がないことが長期間続いたとき
 - ・そのほか、生活の維持・向上に向けて努力しないとき など

ほご う ひと けんり 保護を受ける人の権利

1. けつてい ほご せいとう りゆう かぎ はいし ふりえき へんこう う
決定された保護は正当な理由がない限り、廃止するなど、不利益な変更を受
けることはありません。
2. ほご しきゅう きんせん ぶつびん ぜいきん
保護として支給された金銭・物品には税金はかかりません。
ほご しきゅう きんせん ぶつびん ほご う けんり さ お
保護として支給された金銭・物品、保護を受ける権利は差し押さえられること
はありません。

ほご ひ しきゅうほうほう 保護費の支給方法

ほご ひ げんそく まいつきいつか しきゅう いつか しやくしょ へいちょうび ばあい
保護費は原則として毎月5日に支給されます。5日が市役所の閉庁日の場合は、
ちやくぜん かいちょうび しきゅうび しきゅうほうほう げんそく こうざふりこみ
その直前の開庁日が支給日となります。支給方法は原則として口座振込です。し
せたい じょうきょう まどぐち しきゅう
かし、世帯の状況により窓口にて支給されることもあります。

がいこくせき かた ほご 外国籍の方の保護

せいかつほごほう てきよう たいしやう にほんこくみん がいこくじん にほんこくみん
生活保護法の適用の対象は日本国民となっていますが、外国人でも日本国民
たい とりあつか じゆん ほご くわ ふくしじむしょ と
に対する取扱いに準じて保護することができます。詳しくは福祉事務所にお問い合わせ
あ
合わせください。

その他注意してもらうこと

1. 保護を受けている世帯は、自動車・バイクの保有は原則認められていません。
通院、通勤、著しく交通が不便な地域に住んでいるなど、やむを得ない事情がある場合は、相談してください。
2. ギャンブルなどの遊興費で生活を圧迫してしまうなど、浪費やむだづかいのないように計画的に生活保護費を使ってください。
3. 何らかの虚偽の申告をして保護を受けた場合、及び暴力団員であることを申告せずに保護を受けた場合は、すでに支給した保護費を返していただき、刑事告発されることがあります。
4. 給与収入の増加、生命保険の解約金、年金が遡及して支払われた場合など、一時的な収入の増加の申告や、入退院の連絡が遅れたりすると、すでに支給した保護費を遡って返還していただく場合があります。

保護決定に不服があるとき

福祉事務所の決定に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

ケースワーカーと民生委員・児童委員

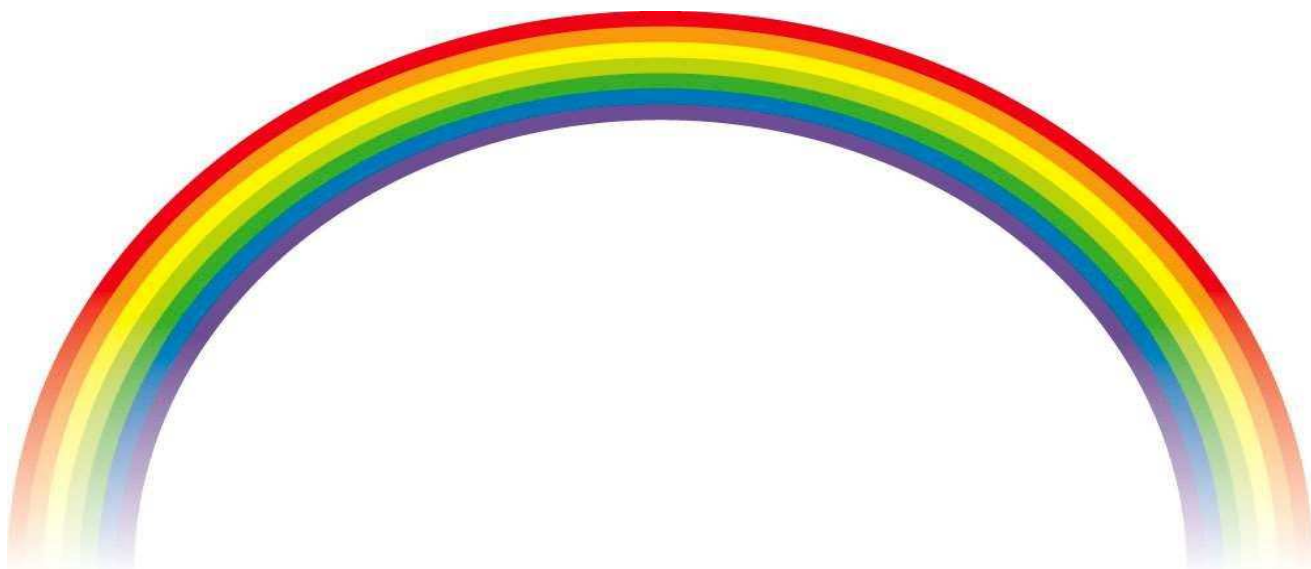
1. ケースワーカー

ふくしじむしょ しょくいん せいかつほごほう もと せたい じりつ
福祉事務所の職員として、生活保護法に基づき、あなたの世帯の自立のた
め^{そうだん じょげん しどう}に相談・助言・指導にあたります。また、保護開始時の調査^{ほ ご かいしじ ちょうさ}や、
じゆきゆうちゆう れんらく ていきてき じたく ほうもん
受給中の連絡のために、定期的に自宅を訪問します。

2. 民生委員・児童委員

しゃかいふくし ほうししや きんじよ す
社会福祉の奉仕者として、あなたの近所に住んでおられます。
せいかつほごほう もと ふくしじむしょ ほご う ひと やく
生活保護法に基づき福祉事務所と保護を受ける人のパイプ役として、
せいかつ こま ひと なや ごと も ひと そうだんあいて じょげん おこな
生活に困った人や悩み事を持つ人の相談相手として助言を行っておられま
す。なに もんだい しょう そうだん かなら ひみつ まも
す。何か問題が生じたときは、相談してください。必ず秘密は守られます。

せいかつほご かいし ていし はいし ぼあい せいかつほご じゆきゆうちゆう ひ
※生活保護が開始・停止・廃止となった場合や、生活保護受給中に引
こ ぼあい すま ちく 民生委員 児童委員 にお住いの地区の民生委員・児童委員にその旨の通知を
させていただきます。



あなたの^{せたい}世帯の^{たんとう}担当ケースワーカーは

_____ です。

〒665-8665 ^{たからづかし}宝塚市^{とうようちょう}東洋町^{ばん}1番^{ごう}1号

^{たからづかし}宝塚市^{ふくし}福祉事務所^{じむしょ}（^{たからづかし}宝塚市^{やくしよ}役所^{せいかつえん}生活^{ごか}支援課）

^{てんわ}電話：（0797）-77-2079（^{ちよくつう}直通）

77-2223（^{ちよくつう}直通）

71-1141（^{だいたいひょう}大代表）

あなたの^{せたい}世帯の^{たんとう}担当^{みんせい}民生委員・^{じどう}児童委員は、

_____ さんです。

^{てんわ}電話：（ - - ）